

## 2026年度ウズベキスタン渡航に係る行程支援業務仕様書

### 1 事業の目的

ウズベキスタン（サマルカンド）で開催される第59回アジア開発銀行（ADB）年次総会において、副知事が渡航して次回開催国イベントへ出席し、総裁主催のレセプションにおいて関係者と意見交換をすることで、本県で2027年度に開催される第60回ADB年次総会に向けアジア各国との経済的な結びつきの強化を図るもの。

### 2 契約期間

契約締結日から2026年8月31日（月）まで

### 3 業務内容

#### (1) 行程支援に関すること

##### ア 概要

ウズベキスタン（サマルカンド）において、一連の行事に係る行程支援を行う。

##### イ 渡航日程等

日 程：副知事始め5名：2026年5月4日（月）から5月8日（金）まで

※ただし、出発までに日程・訪問先に変更が生じた場合は、本県と対応方法を協議する。

##### ウ 業務内容

###### (ア) 現地移動手段の確保

全行程に係る現地移動手段（航空機による移動を除く。以下同じ。）を手配すること。なお、事前に訪問先の位置、経路及び所要時間を確認すること。

車種についての要件は以下のとおりとする。

- ・ミニバン1台：乗車定員8名程度

また、渡航期間中、当初予定していない用務が発生した場合や追加で車両が必要となった場合は、委託料の範囲内において、渡航職員の移動のサポートを行うこと。

###### (イ) 現地ガイドの手配

現地移動手段を支援する現地ガイドを手配し、同行させること。なお、当該ガイドは、訪問先の連絡担当者（窓口）の電話番号等を事前に了知し、先方と事前に連絡を取った上、建物敷地内のどこへ停車するのか、どの経路が最速かなど、随行者及び当日使用する車の運転手等に把握させ、事前に経路を確認すること。現地ガイドの対応言語は、日本語及び英語とする。

###### (ウ) 通訳者の手配

現地ガイドと別に、副知事に対応できる通訳者を手配すること。通訳者の対応言語は、日本語及び英語とする。通訳のクラスについては、全行程において国際公式行事に対応可能な者とし、原則、全行程の通訳を行う。なお、県が通訳者を指定した場合は、当該通訳者を配置することとする。

###### (エ) 添乗員の同行

渡航の円滑な実施のため、添乗員が同行し、行程管理、渡航者の安全確保、ガイド、空港・ホ

テル等における各種手続き、必要経費の支払い、食事・休憩場所の手配、食事費用等の立て替え払い、緊急時の対応等を行うこと。

(オ) 空港での接遇

利用する空港では、搭乗機のチェックイン～出国審査～搭乗までの間の接遇及び搭乗機の到着～入国審査～送迎エリア間の接遇を、航空会社に依頼し調整を図ること。

(カ) 海外の空港でのVIP待遇サービス

海外の空港において、ラウンジの利用等のVIPサービスを必要人数分手配すること。

(キ) その他行程支援

航空券の手配、宿泊場所の手配、食事場所の確保、現地公共交通機関の利用、入国手続き、バンコク駐在員の渡航に係る費用等、渡航に関して必要となるその他の支援（以下、「航空券の手配等」という。）を実施すること。なお、航空券の手配等につき必要となる実費（航空券費用、宿泊費用、食事費用、現地公共交通機関運賃、入国ビザ等）については、渡航職員が負担する。

(2) 会食に関すること

渡航期間中において、必要に応じて県が指定する日時に会食を手配すること。なお、各会食の出席者は5名程度、食事の内容は、1人当たり10,000円程度のもとする。

(3) パソコン、通信機器等の手配に関すること

渡航中に使用するタブレット、WiFiルータ、携帯電話、パソコン、プリンターを手配すること。手配が必要となる日程及び台数については、別紙を参照すること。なお、渡航期間中に、随行職員が常に資料データの印刷・コピーを行える体制を整え、印刷・コピーに係る経費の支払いを行うこと。

#### 4 実績報告書の提出

(1) 概要

本事業の実施内容を写真入りで取りまとめた実績報告書を提出する。

(2) 提出物

マイクロソフト社「ワード」又は「パワーポイント」で作成し、電子データ（CD-Rに保存）及びカラー印刷した冊子1冊を提出すること。

(3) 納品場所

愛知県経済産業局中小企業金融課

(4) 納期

2026年8月24日（月）

#### 5 その他

(1) 本委託契約の業務履行に伴い、電子情報処理を行うに当たっては、「情報セキュリティに関する特約条項」に記載の内容を遵守すること。

(2) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする。）。

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。

- (4) 世界情勢等を鑑み渡航を取りやめる場合は、受託者が既に要した費用の支払い等、県と協議して決定する。
- (5) 契約締結後、業務内容等に変更が生じた場合は、委託者と受託者とが協議して契約変更を行う場合がある。